

児童発達支援・放課後等デイサービスの留意事項について

仙台市障害福祉サービス指導課



目次

1. 基準人員の配置
2. 定員を超えた受入
3. 基準人員と加配人員
4. 児童指導員等加配加算の人員
5. 専門的支援体制加算の人員
6. 基本報酬
7. 延長支援加算
8. 個別支援計画別表
9. 専門的支援実施加算
10. 強度行動障害児支援加算・個別サポート加算
11. 支援プログラムの作成・公表
12. 自己評価・保護者評価の実施・公表



基準人員の配置

<主に重症心身障害児以外を受け入れる事業所の場合>

- 管理者 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上（常勤専従）
- 児童指導員又は保育士（うち、1人以上は常勤）
 - ➡利用児童10名までの場合 2人以上
 - 以降、利用児童が5名増えるごとに + 1人以上

※求められる人員配置

児童指導員又は保育士は営業時間を通じて配置が必要

cf. 基準省令第5条



基準人員の配置

- 基準を満たす人員配置（児童指導員・保育士のみ記載）

【営業時間】 9：30～17：30（8時間）

人員欠如の状態



氏名	職種	形態	勤務時間	9	10	11	12	13	14	15	16	17
A	児童指導員	常勤専従	8時間				休憩					送迎
B	保育士	常勤専従	8時間					休憩	有給			

常に2人以上が勤務している状態

送迎時の例外



氏名	職種	形態	勤務時間	9	10	11	12	13	14	15	16	17
A	児童指導員	常勤	8時間				休憩					送迎
B	保育士	常勤	8時間					休憩	有給			
C	児童指導員	非常勤	6時間									



定員を超えた受入

- ・ 定員を超えた受入

「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に限り可能

➡**原則禁止**「減算にならない範囲であれば受入して良い」ではない

- ・ 受入を行った場合

その日の受入人数に応じた基準人員の配置が必要

➡加算の加配人員を基準人員に算入した場合、加配人員としては
カウント不可

cf. 基準省令第39条、障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ&A問18



定員を超えた受入

<必要な人員配置>

氏名	職種	形態	月	火	水	木	金
X	保育士	常勤専従	8h	8h	8h	8h	8h
Y	保育士	常勤専従	8h	8h	8h	8h	8h
Z	児童指導員	常勤専従	8h	8h	8h	8h	8h
利用児童の数			10名	11名	9名	8名	6名

➡日ごとの利用児童の数に応じた基準人員の配置

火曜日は営業時間を通じて児童指導員又は保育士は3名配置が必要



基準人員と加配人員

- ・ 児童指導員等加配加算 or 専門的支援体制加算を算定する場合
基準人員に加え、対象となる人員が1以上配置される体制が必要
- ・ 児童指導員等加配加算 and 専門的支援体制加算を算定する場合
基準人員に加え、それぞれの加算における加配人員が必要
➡異なる人員でプラス2以上が必要
- ・ どちらの加算も基準人員が欠如している状態においては算定不可

cf.留意事項通知第二の2(1)④、第二の2(1)④の2



基準人員と加配人員

<児童指導員等加配加算が算定できなくなるケース>

氏名	職種	形態	月	火	水	木	金
X	保育士	常勤 専従	8h	8h	8h	8h	8h
Y	保育士	常勤 専従	8h	8h	8h	8h	8h
Z	その他職員	常勤 専従	8h	8h	8h	8h	8h
利用児童の数			10名	11名	9名	8名	6名

➡加配加算算定に必要な加配時間数は足りているが、Zさんを基準人員に含めることはできないため、火曜日は基準人員欠如となり、加配加算算定不可

児童指導員等加配加算の人員

- ・ 常勤専従区分

基準人員に加え、対象となる人員を常勤で 1 人以上配置する必要

- ・ 管理者兼務の場合

➡ 「専従」を満たさない、常勤換算区分であればカウント可

- ・ 基礎研修修了後の児発管OJT兼務の場合

➡ 「専従」を満たす

cf. 令和6年報酬改定Q & A vol.3 問6



児童指導員等加配加算の人員

＜児童指導員等加配加算を算定する場合＞

氏名	職種	形態	月	火	水	木	金
X	保育士	常勤 専従	8h	8h	8h	8h	8h
Y	保育士	常勤 専従	8h	8h	8h	8h	8h
Z	児童指導員	常勤 専従	8h	8h	8h	8h	8h
H	児童指導員	非常勤		8h			
利用児童の数			10名	11名	9名	8名	6名

加配職員



専門的支援体制加算の人員

- 対象となる職種

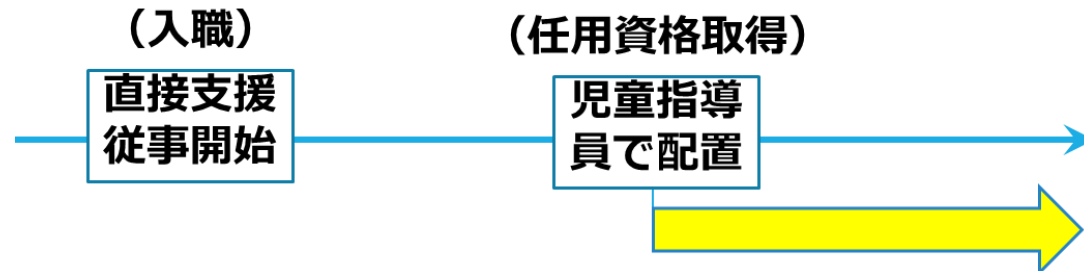
実務経験5年以上の児童指導員・保育士も対象

➡特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における経験は含まれない

- 実務経験5年以上

➡資格取得・任用後からの経験が対象

児童指導員等加配加算
との違いに注意



児童福祉事業の範囲

➡令和6年度報酬改定Q&A vol1問12,問15

※認可外（企業主導型保育施設など）は含まれない



基本報酬

原則：あらかじめ計画に定めた標準的な時間に応じた時間区分で請求

※現に要した時間が計画に定めた時間と異なる場合

- ➡事業所の都合により短くなった時は、現にサービスの提供に要した時間
- ➡利用者の都合により短くなった時は、その事情を記録した上で個別支援計画において定めた標準的な時間
- ➡長くなった時は、個別支援計画において定めた標準的な時間
- ➡個別支援計画において標準的な時間が定められていない場合や、利用予定がない日に支援を提供した時は、「30分以上1時間30分以下」の時間区分

cf. 報酬告示別表第1の1の注2の5、留意事項通知第二の1(3の2)、令和6年度報酬改定Q&A vol1問3,問4



延長支援加算

- 一定の支援時間を超えた前後の時間帯での支援
計画に定めた標準的な時間が
➡ (児発) 5時間、(放デイ) 授業終了後3時間、学校休業日5時間
- 延長を必要とする理由と延長時間
あらかじめ計画に位置付けておく必要 (1時間以上)
➡ 緊急的な預かりニーズに対応して延長支援を実施した場合には、
延長を必要とした理由と時間の記録が必要
- 算定は、実際の延長支援時間に応じた区分で行う
(ただし、計画時間よりも長くなった場合は、計画した時間区分で算定)
cf. 報酬告示別表第1の12、別表第3の10、留意事項通知第二の2(1)⑮、令和6年度報酬改定Q&A vol3問1～4



個別支援計画別表（参考イメージ）

記入例

利用児氏名	計画に定める支援時間を記入（利用時間と終了時間も記入） ・曜日ごとに提供時間が異なると考えられるため、曜日ごとに時間を定める						
	月	火	水	木	金	土	日・祝日
提供時間	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 ～
	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	0時00分
特記事項	・利用が確定している曜日以外に、事業所の空き状況等により利用が想定される場合には、その場合に想定される提供時間を記入 ・市町村が認めるものとして、30分未満の提供時間となる場合には、具体的な理由を記入 ・利用者や保育所・学校等の都合により、通常の計画時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合（例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等）には、想定される具体的な内容を記入 ・その他特記事項がある場合には、その具体的な内容を記入						
延長支援時間 ※ 延長支援時間は、 支援前・支援後 それぞれ1時間以上から	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 ～
	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 延長支援となる時間を記入 ※支援前、支援後それぞれ1時間以上記載すること。合算での1時間は不可	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～
	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	0時00分
延長を必要とする理由及び時間	例① 月・水・金については、保護者の就労を理由に支援前・支援後それぞれ1時間ずつの延長支援を行う。 例② 保護者の職場の繁忙期（3月）については、月・水・金の支援後の延長支援時間が2時間になる日も生じることが想定されるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。 ・例①：保護者の就労、妊娠・出産、病気・負傷、介護・看護、レスパイト等、延長支援を必要とする理由と時間を記入 ・例②：常時延長支援を必要としなが、個別の事情（※）で延長支援の必要が生じることが想定される場合には、想定される具体的な理由と必要となる時間を記入 ※例えば、保育所や学校の都合（短縮授業等）で、支援の提供時間の変更が必要となり、延長支援が必要となる場合等を想定						

cf.令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について(令和6年3月15日こども家庭庁事務連絡)



専門的支援実施加算

- 体制加算とは別に届出が必要（実施加算だけを算定することも可能）
- 対象となる人員
基準人員や加配加算、体制加算の加配人員によることも可能
- 一貫した関与
対象となる人員は個別支援計画とは別に専門的支援実施計画を作成、
保護者等への説明、支援実施、記録作成といった一連業務を行う必要

cf. 報酬告示別表第1の8、別表第3の6、留意事項通知第二の2(1)⑫、第二の2(3)⑪、令和6年度報酬改定Q&A vol1問16



強度行動障害児支援加算・個別サポート加算

- ・強度行動障害児支援加算（放デイの場合は（Ⅰ））

強度行動障害支援者養成研修 （実践研修）を修了した者を配置、当該者が支援計画シート等を作成 ➡非常勤配置でも可、児発管でも可

- ・放デイの個別サポート加算（Ⅰ）90単位へのプラス30単位

強度行動障害支援者養成研修 （基礎研修）を修了した者を配置、当該者が支援を実施 ➡非常勤配置でも可、児発管は不可

cf. 報酬告示別表第1の8の2、別表第3の6の2、留意事項通知第二の2(1)⑫の2、第二の2(3)⑫

cf. 報酬告示別表第1の9、別表第3の7、留意事項通知第二の2(1)⑫の6、第二の2(3)⑫の5



支援プログラムの作成・公表

- ・ 支援プログラム

5領域とのつながりを明確化した支援プログラムの作成・公表が必要

- ・ 支援プログラム未公表減算

作成・公表したことを仙台市に報告する必要（通知発出済み）

➡期限まで**報告が行われない場合、令和7年4月から15%減算**

(報告): <https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/shienprogram.html>



cf. 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて
(令和6年7月4日付こども家庭庁事務連絡)

cf. 基準省令第26条の2、報酬告示別表第1の注3、別表第3の注4、留意事項通知第二の1(8の2)



自己評価・保護者評価の実施・公表

- ・自己評価・保護者評価（保育所等訪問支援の場合は訪問先施設評価を含む）
おおむね1年に1回以上、自己評価等を実施し、その結果及び改善の内容を保護者へ示すとともに、公表しなければならない

- ・自己評価結果等未公表減算

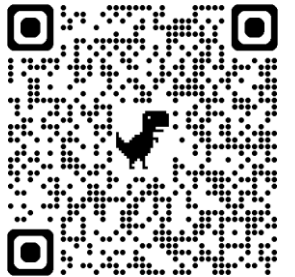
実施・結果公表したことを仙台市に報告する必要（通知発出済み）

➡期限まで**報告が行われない場合、令和7年4月から15%減算**
（※昨年度とは報告方法が異なります）

（報告）：<https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/zikohyouka.html>

cf.障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて(令和6年7月4日付こども家庭庁事務連絡)

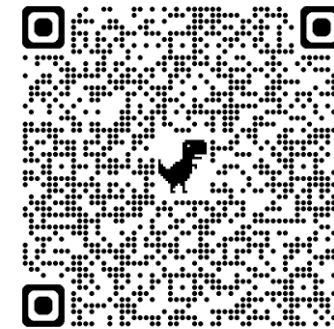
cf. 基準省令第26条、報酬告示別表第1の注3、別表第3の注4、留意事項通知第二の1(8)



参考

- ・ 障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ & A（令和6年5月17日）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/87a60237/20240517_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_98.pdf



- ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関する Q & A（vol.1～6）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

